

令和7年度第4回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会
令和7年度化学物質審議会第1回安全対策部会
第256回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

議事要旨

日 時 令和7年7月22日(火)13時40分 ～ 15時05分
場 所 経済産業省内会議室及び オンライン(ハイブリッド)

議 題

1. 第一種特定化学物質に指定することが適当とされたペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)関連物質に係る所要の措置について
2. ハ：ニフルオロテロマーアルコールを使用することができる用途(エッセンシャルユース)の今後の対応について
3. Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について
4. その他

議 事

会議は公開で行われた。

○議題1について

- PFHxS関連物質については、今後の製造・輸入・使用の予定はないことから、適用除外とする用途を設ける必要はなく、製造・輸入およびその使用を禁止する措置を導入することが適当であるとの結論が得られた。
- PFHxS関連物質を使用した消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤について、取扱上の技術基準に適合し、環境汚染防止のための表示義務がかかる製品に指定することが適当であるとの結論が得られた。
- 今後、我が国に輸入される蓋然性が否定できず、輸入を制限しない場合には、使用の形態等から環境汚染が生じるおそれがある、PFHxS関連物質が使用されている製品(10製品)について、輸入を禁止する措置を講ずることが適当であるとの結論が得られた。
- PFHxSの環境リスク評価の結果、現時点では、リスク懸念箇所は確認されず、PFHxS関連物質が使用されている製品の回収等の措置を命じる必要性はないと考えられるとの結論が得られた。
- 化学物質審議会安全対策部会と中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会においては、各審議会における報告(案)について審議が行われ、了承された。また、薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会においては、化学物質安全対策部会に報告の上、同部会にてPFHxS関連物質が使用されている製品で輸入を禁止するものの指定等について審議することとされた。

○議題2について

- 「ハ：ニフルオロテロマーアルコール」の使用が認められている用途については、化審法第 25 条の要件「他の物による代替が困難であること」を満たさなくなったことから、廃止することが適当であるとの結論が得られた。
- 「ハ：ニフルオロテロマーアルコール」については、使用実態がなく、また、既に在庫が無いことが確認されていることから、取扱上の技術基準に適合する義務及び表示の義務が必要な対象から除外

することが適当であるとの結論が得られた。

- 化学物質審議会安全対策部会と中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会においては、各審議会における報告(案)について審議が行われ、了承された。また、薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会においては、化学物質安全対策部会にてハ：ニフルオロテロマーアルコールを使用することができる用途(エッセンシャルユース)の今後の対応について報告することとされた。

○議題3について

- Weight of Evidenceを用いた優先評価化学物質の分解性の評価について審議が行われ、事務局案が了承された。個別物質の評価結果は、以下のとおり。
 - 優先評価化学物質 通し番号 281「カリウム＝オクタデセンシルホナート又はカリウム＝水素＝オクタデセンシルホナート又はカリウム＝ヒドロキシオクタデカンシルホナート又は二カリウム＝オクタデセンシルホナート」は、良分解性として、スクリーニング評価・リスク評価を行うこととされた。
 - 優先評価化学物質 通し番号 282「カリウム＝水素＝ヘキサデセンシルホナート又はカリウム＝ヒドロキシヘキサデカンシルホナート又はカリウム＝ヘキサデセンシルホナート又は二カリウム＝ヘキサデセンシルホナート」は、良分解性として、スクリーニング評価・リスク評価を行うこととされた。

○議題4について

- 特段なし。